

教職課程認定基準の改正（案）について（概要）

1. 改正の趣旨及び目的

高等教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、近年の制度改正では、大学が教育の質を確保しながら教育研究資源を柔軟に活用できるよう、学部、研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムや大学等連携推進法人、基幹教員制度、大学設置基準等に係る特例制度などの仕組みが整備されてきた。このような背景等を踏まえ、教職課程の開設に関する大学内及び大学間連携の在り方については、「教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ」において継続的な検討が行われており、その意見を反映するものである。

また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」附則第七条第3項に基づき、法の施行後3年を目途とした見直しの検討の際に実施した、教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果を踏まえ、教職課程を履修する学生が法の理解を深めるための措置について、教職課程認定基準上の位置付けを明確にする必要が生じた。

さらに、大学設置基準第58条等に基づく地域高等教育機会確保特例制度の創設を踏まえ、教職課程認定基準においても、これに対応した特例の整理を行う必要が生じた。

以上を踏まえ、本改正は、教育職員免許法及び同施行規則、大学設置基準等との整合を図りつつ、教職課程認定基準を改めて整理・明確化することを目的とするものである。また、教職課程の実施体制（教職専任教員）、教育課程の編成、教育実習等の在り方等について、従来の運用や考え方を基礎として、基準上の位置付けを明確にすることにより、教職課程全体の質保証を図るものである。

2. 改正の概要

(1) 大学内の教職課程の連携に関する改正

① 教職専任教員の要件

(基準3-1(3)(5))

教職専任教員の要件を、大学設置基準に定める基幹教員の要件に準じ、教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。）であり、1年につき3科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当し、専ら当該大学の教育研究に従事するものとし、必要教職専任教員数の合計のうち半数は原則教授とすること。

② ただし書き教員の要件

(基準3-1(4))

大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号等のただし書に定める基幹教員が、専ら当該大学の教育研究への従事以外の教職専任教員の要件を満たす場合において、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で必要教職専任教員数に算入することができるようにすること。

③ 授業の方法等

(基準3-2(6)(7))

教職課程における授業の方法及び単位の認定を大学設置基準等に準ずること。
上記に伴い、旧基準3(8)、14(5)を廃止すること。

④ 授業科目の共通開設

(基準5)

大学の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合、当該授業科目の内容がそれぞれの教職課程において適当と認められる場合に限り、複数の教職課程に共通に開設することを可能とし、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員をそれぞれの教職専任教員とすることができるようにすること。なお、特別支援学校教諭の教職課程と他の学校種との共通開設に関しては、従前の通りとする。

上記に伴い、旧基準4-3(2)、4-4(2)、4-8を廃止すること。

(2) 大学間の教職課程の連携に関する改正

① 地域アクセス確保特例

(基準14)

地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる教職課程である場合は、3-1(3)、(4)、3-2(1)、(4)、(5)の全部または一部によらないことができることとする。

② 連携教職課程の要件

(基準15)

連携教職課程の開設にあたって、それぞれの学科等において1人以上の教職専任教員を配置すること、当該教職専任教員の役割に連携教職課程の自己点検・評価を加えること。

上記に伴い、旧基準12(3)、(4)を廃止すること。

③ 他大学の授業科目の単位互換

(基準16)

教育職員免許法施行規則第22条第4項に基づき、他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなす場合の要件を定めること。

(3) 児童生徒性暴力等の防止に関する措置

(基準19)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」第13条第3項に定める教育職員の養成課程を有する大学が講ずるべき措置に関する基準を設けること。

3. 今後のスケジュール

(2) ①と(3)については教員養成部会決定日より、その他は令和10年4月1日(令和10年度より開設する教職課程の認定を受けようとする申請校)から適用する。

教職課程認定基準（改正案）

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成16年6月23日
一部改正 平成18年7月31日
全部改正 平成19年5月10日
一部改正 平成20年6月10日
一部改正 平成20年12月24日
一部改正 平成21年5月18日
一部改正 平成26年11月7日
一部改正 平成27年11月24日
一部改正 平成29年11月17日
一部改正 令和3年5月7日
一部改正 令和3年8月4日
一部改正 令和3年12月22日
一部改正 令和4年7月28日
一部改正 令和4年11月25日
一部改正 令和5年9月28日
一部改正 令和8年●月●日

1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教職課程における基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。
また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。
学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。
- (3) 施行規則第22条第3項の規定に基づき、複数の大学が連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類の

教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

ただし、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程には適用しない。

- (4) 施行規則第22条第5項の規定に基づく共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (5) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。
- (6) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。
- (7) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (8) (5)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。
- (9) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

3-1 教職課程における実施組織（共通）

- (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (2) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (3) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。
 - ① 当該学科等の教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。）
 - ② 1年につき3科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当するもの
 - ③ 専ら当該大学の教育研究に従事するもの
- (4) 大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3-1(3)①、②の事項を満たす者は、当該学科等の教職課程における必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で必要教職専任教員数に算入することができる。
- (5) 必要教職専任教員数の合計のうち半数は、原則教授とする。
- (6) それぞれの教職課程における必要教職専任教員数は、この基準に定める。
短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数とする。

3-2 教職課程における教育課程（共通）

- (1) 大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育

課程を編成しなければならない。

- (2) 施行規則第2条第2項の規定に基づく短期大学の専攻科は、(1)にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を自ら開設しなければならない。
- (3) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。
- (4) 連携開設科目により自ら開設する授業科目とみなすことができる単位数は、(5)によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。
- (5) 施行規則第2条第4項に基づき、他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。
- (6) 教職課程における授業科目の単位は、大学設置基準第21条第2項、短期大学設置基準第7条第2項、専門職大学設置基準第14条第2項及び専門職短期大学設置基準第11条第2項に基づき定めるものとする。
- (7) 教職課程における授業の方法は、大学設置基準第25条、短期大学設置基準第11条、専門職大学設置基準第18条及び専門職短期大学設置基準第15条に基づき行うものとする。

4-1 幼稚園教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 領域に関する専門的事項に関する科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の場合はそれぞれ一単位以上を、二種免許状の場合は四以上の領域に関する専門的事項に関する科目をそれぞれ一単位以上開設されなければならない。
- (3) 領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。
- (4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合においては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（小学校、中学校及び高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (5) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人	① 教育の基礎的理解に関する科目 ② 保育内容の指導法の指導法に関する科目 ③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
合計3人以上	①から1人以上、②又は③から1人以上を含めて 合計3人以上

備考

- 1 本表は、入学定員が50人までの場合である。
- 2 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。
- 3 複合領域を担当する教職専任教員を、領域に関する専門的事項に関する科目の必要教職専任教員数に含めることができる。
- 4 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

- (6) 大学の同一学科等において、幼稚園教諭の領域に関する専門的事項に関する科目又は複合領域と小学校教諭の教科に関する専門的事項に関する科目又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。（小学校の教職課程においても同様とする。）

4-2 小学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）のうち、1以上の科目について開設されなければならない。
- (3) 複合科目を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。（中学校及び高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (4) 各教科の指導法に関する科目は、国語等の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上開設されなければならない。
- (5) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

- ① 教科に関する専門的事項に関する科目
- ② 教育の基礎的理解に関する科目
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④ 各教科の指導法に関する科目
- ⑤ 複合科目

4-3 中学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第4条第1項表備考第9号は適用しない。
- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、一種免許状の場合は20単位以上、二種免許状の場合は10単位以上開設されなければならない。
- (3) 教科に関する専門的事項に関する科目は、免許教科に応じ、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。（高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (4) (3)の教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (5) 施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。（高等学校及び養護教諭の教職課程においても同様とする。）
- (6) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科には適用しない。

i) 教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上

数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

備考

- 1 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- 2 複合科目を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

ii) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ~ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ~	4人以上

備考

教職専任教員の配置は、以下①から1人以上、②~④から1人以上とする。

- ① 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）
- ② 各教科の指導法に関する科目
- ③ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）
- ④ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）

4-4 高等学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第5条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第5条第1項表備考第5号及び第6号は適用しない。
- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、一種免許状の場合は20単位以上開設されなければならない。
- (3) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上

美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

備考

- 1 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- 2 複合科目を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

ii) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等 4-3 (6) ii) に定めるとおりとする。ただし、教職専任教員の配置について、備考の「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けられることができるよう開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
- (4) 当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。
- (5) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

特別支援教育に関する科目	免許状に定められることとなる 特別支援教育領域	視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育
	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上				

特別支援教育領域に関する科目	心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上

4-6 養護教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含むことを要しない。（栄養教諭の教職課程においても同様とする。）
- (3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。

ii) 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

4-3(6)ii)に定めるとおりとする。

ただし、教職専任教員の配置は、以下①で1人、②～③で1人以上とする。

- ① 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）
- ② 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）

4-7 栄養教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。

5 複数の教職課程における授業科目の共通開設特例

- (1) 大学の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合や複数の学科等で同一の教職課程を置く場合、当該授業科目の内容がそれぞれの教職課程において適当と認められる場合に限り、複数の教職課程に共通に開設することができる。
- (2) (1)にかかわらず、特別支援学校教諭の教職課程と他の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）の教職課程との共通開設は認めない。
- (3) 複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。
- (4) 短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数に

については、次の表の第一欄に掲げる4-1(5)、4-2(5)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4-1(5)	(右欄) 合計3人以上	合計2人以上
4-2(5)	①～⑤で合計8人以上とする。	①～⑤で合計7人以上とする。

6 専修免許状の教職課程における実施組織及び教育課程

2(9)より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程(以下、「大学院等」という。)において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

6-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

- (1) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

6-2 小学校教諭の教職課程の場合

- (1) 4人以上の教職専任教員を置かなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

6-3 中学校教諭の教職課程の場合

- (1) 認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(6)i)に定める教職専任教員を置かなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(6)ii)に定める教職専任教員を置かなければならない。なお、備考は適用しない。

6-4 高等学校教諭の教職課程の場合

- (1) 認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(3)i)に定める教職専任教員を置かなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における学科等の入学定員の合計数に応じて、4-4(3)ii)に定める教職専任教員を置かなければならない。なお、備考は適用しない。

6-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上(ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)の教職専任教員を置かなければならない。
- (2) 大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担

当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

6-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における入学定員の合計数に応じて、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。なお、備考は適用しない。(栄養教諭の教職課程においても同様とする。)

6-7 栄養教諭の教職課程の場合

- (1) 施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭和41年^{文部省}令^{厚生省}第2号))」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。
- (2) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

6-8 専修免許状の課程認定を受ける場合の特例

- (1) 大学院の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合の授業科目や教職専任教員については、5(1)、(2)を準用する。
- (2) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等)の教職専任教員として取り扱うことができる。
- (3) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。
- (4) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみ学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

7 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

- (1) 教職特別課程において、教職特別課程の入学定員とこれに相当する学科等の入学定員を合算して、各学校種の基準に応じた教職専任教員を置かなければならない。
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 特別支援教育特別課程において、4-5(5)に定める教職専任教員を置かなければならない。
ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

8 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程(第1部)と夜間の課程(第2部)又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程(第3部)を併設し同一の免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)の教職課程の認定を受ける場合の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、各部の入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。

9 通信教育の教職課程への特例

- (1) 通信教育の教職課程における実施組織及び教育課程については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程(通学教育の課程)と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

きる。

1 0 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類¹の教職課程の認定を受ける場合において、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて1つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。

学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

1 1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2(5)にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2(6)及び(7)は適用しない。

1 2 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2(5)、(6)及び(7)にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

1 3 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、3-2(1)、(4)、(5)の全部または一部によらないことができる。

1 4 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

大学設置基準第58条第1項、専門職大学設置基準第77条第1項、短期大学設置基準第51条第1項、専門職短期大学設置基準第74条第1項の規定による認定を受けた大学の教育課程が、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる教職課程である場合は、3-1(3)、(4)、3-2(1)、(4)、(5)の全部または一部によらないことができる。

1 5 連携教職課程を設置する場合の要件

2(3)により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して教職課程の認定を同時に受けようとする学科等(以下「連携教職課程」という。)を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

- (1) 学科等のうち1つ以上は、2(7)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であることを原則とする。
- (2) それぞれの学科等において1人以上の教職専任教員を配置しなければならない。
- (3) それぞれの学科等の教職専任教員は、3-1(3)に加え、連携教職課程の教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

- ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
- ③ 施行規則第22条の8に定める連携教職課程の点検及び評価
- ④ その他連携教職課程の実施に必要な事項

16 他の大学の授業科目を設置する場合の要件

3-2 (5)により、他大学の授業科目として開設される科目を自ら開設する授業科目とみなす場合、当該科目のみなしに関する協定を締結するとともに、大学間において十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

17 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、各科目の教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

18 教育実習等

- (1) 3-2 (6)にかかわらず、教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。
- (2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

区分	必要学級数
幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
中学校教諭・高等学校教諭の教職課程	入学定員10人に1学級の割合
特別支援学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
養護教諭の教職課程	入学定員5人に1校の割合

備考

11又は12に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

- (3) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。
なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。
- (4) 教育実習は、認定を受けようとする課程の免許状の学校種及び教科、教育領域等に応じた実習校において実施することを原則とする。
- (5) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行わなければならない。
- (6) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

19 児童生徒性暴力等の防止に関する措置

教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならない。

20 その他

- (1) 本基準は、令和10年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) 既に教職課程を有する大学等における本基準の適用時期は、14、19を除き、令和10年4月1日とする。
- (3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

新	旧
<p>1 総則</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。</p>
<p>2 教職課程における基本組織</p> <p>(2) 連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。 学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p>	<p>2 教育上の基本組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連係協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p>
<p>(3) 施行規則第22条第3項の規定に基づき、複数の大学が連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。 <u>ただし、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程には適用しない。</u></p>	<p>(3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。</p>
<p>(4) 施行規則第22条第5項の規定に基づく共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p>	<p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(8) (5)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。</p>	<p>(7) (4)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>3-1 教職課程における実施組織（共通）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ①当該学科等の教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。） ②1年につき3科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当するもの ③専ら当該大学の教育研究に従事するもの</p> <p>(4) 大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3-1(3)①、②の事項を満たす者は、当該学科等の教職課程における必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で必要教職専任教員数に算入することができる。</p>	<p>3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ①専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者 ②当該学科等の教職課程の授業を担当する者 ③当該学科等の教職課程の編成に参画する者 ④当該学科等の学生の教職指導を担当する者</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(5) 必要教職専任教員数の合計のうち半数は、原則教授とする。</p>	<p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。 ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。） ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。） ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ④ 特別支援教育に関する科目 ⑤ 養護に関する科目</p>
<p>(6) それぞれの教職課程における必要教職専任教員数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数とする。</p>	<p>(10) 教職専任教員は、3 (9) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。</p>
<p>3-2 教職課程における教育課程（共通）</p>	<p>（新設）</p>
<p>(1) 大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。</p>	<p>(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。</p>
<p>(2) 施行規則第22条第2項の規定に基づく短期大学の専攻科は、(1)にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を自ら開設しなければならない。</p>	<p>なお、短期大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。</p>
<p>(13に統合)</p>	<p>ただし、大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定（以下、「教育課程特例認定」という。）を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(4) 連携開設科目により自ら開設する授業科目とみなすことができる単位数は、(5)によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。</p>	<p>(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。</p>
<p>(13に統合)</p>	<p>ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。</p>
<p>(5) 施行規則第22条第4項に基づき、他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。</p>	<p>(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。</p>
<p>(13に統合)</p>	<p>ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。</p>
<p>(6) 教職課程における授業科目の単位は、大学設置基準第21条第2項、短期大学設置基準第7条第2項、専門職大学設置基準第14条第2項及び専門職短期大学設置基準第11条第2項に基づき定めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p>(7) 教職課程における授業の方法は、大学設置基準第25条、短期大学設置基準第11条、専門職大学設置基準第18条及び専門職短期大学設置基準第15条に基づき行うものとする。</p>	<p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。 ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p>
<p>(削除)</p>	<p>2(8)より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。</p>
<p>4-1 幼稚園教諭の教職課程における実施組織及び教育課程</p>	<p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p>
<p>(1) 授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 領域に関する専門的事項に関する科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の場合はそれぞれ一単位以上を、二種免許状の場合は四以上の領域に関する専門的事項に関する科目をそれぞれ一単位以上開設されなければならない。</p>	<p>(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。</p>
<p>(3) 領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。</p>	<p>また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。</p>
<p>(4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合においては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（小学校、中学校及び高等学校の教職課程においても同様とする。）</p>	<p>(2) 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>備考 1 本表は、入学定員が50人までの場合である。 2 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。 3 複合領域を担当する教職専任教員を、領域に関する専門的事項に関する科目の必要教職専任教員数に含めることができる。 4 (略)</p>	<p>〔※1〕本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。 〔※2〕「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。 〔※5〕(略)</p>
<p>(6) 大学の同一学科等において、幼稚園教諭の領域に関する専門的事項に関する科目又は複合領域と小学校教諭の教科に関する専門的事項に関する科目又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。（小学校の教職課程においても同様とする。）</p>	<p>〔※3〕同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。</p>
<p>(3-1(4)に統合)</p>	<p>〔※4〕3(7)の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3(7)②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。）</p>

新	旧
4-2 小学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程	4-2 小学校教諭の教職課程の場合
(1) 授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。	(新設)
(2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）のうち、1以上の科目について開設されなければならない。	(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。
(3) 複合科目を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。（中学校及び高等学校の教職課程においても同様とする。）	また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。
(4) 各教科の指導法に関する科目は、国語等の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上開設されなければならない。	(2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
(4-1 (4) に統合)	(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
(5) (略)	(4) (略)
(3-1 (4) に統合)	なお、3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人（短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人）については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。
(4-1 (6) に統合)	(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。
4-3 中学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程	4-3 中学校教諭の教職課程の場合
(1) 授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第4条第1項表備考第9号は適用しない。	(新設)
(2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、一種免許状の場合は20単位以上、二種免許状の場合は10単位以上開設されなければならない。	(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。
(3) 教科に関する専門的事項に関する科目は、免許教科に応じ、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。（高等学校の教職課程においても同様とする。）	また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。
(4) (3)の教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（高等学校の教職課程においても同様とする。）	当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
(5) 施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。（高等学校及び養護教諭の教職課程においても同様とする。）	なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
(4-2 (3) に統合)	また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。
(削除)	(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

新	旧
(削除)	(3)「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
(4-1(4)に統合)	(4)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
(6)(略)	(5)(略)
i) 教科に関する専門的事項に関する科目 備考 1(略) 2(略)	i) 「教科に関する専門的事項」 (※1)(略) (※3)(略)
(削除)	(※2)3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。
(3-1(4)に統合)	(※4)3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。 (※5)(※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみならず場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。
ii) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等 備考 教職専任教員の配置は、以下①から1人以上、②～④から1人以上とする。 ①教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。) ②各教科の指導法に関する科目 ③教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。) ④道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)	ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。 (※1)教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。 ・教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人 ・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人
(3-1(4)に統合)	(※2)3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。
4-4 高等学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程	4-4 高等学校教諭の教職課程の場合
(1) 授業科目は、施行規則第5条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第5条第1項表備考第5号及び第6号は適用しない。	(新設)
(2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、一種免許状の場合は20単位以上開設されなければならない。	(1)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。
(4-3(3)に統合)	また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。
(4-3(4)に統合)	当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
(4-3(5)に統合)	なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目(「」内の事項)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
(4-2(3)に統合)	また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

新	旧
(削除)	(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。 ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。
(削除)	(3)「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
(4-1(4)に統合)	(4)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
(3) (略)	(5) (略)
i) 教科に関する専門的事項に関する科目 備考 1 (略) 2 (略)	i) 「教科に関する専門的事項」 (※1) (略) (※3) (略)
(削除)	(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。
(3-1(4)に統合)	(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。 (※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。
ii) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等 4-3(6) ii) に定めるとおりとする。 ただし、教職専任教員の配置について、備考の「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。	ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3(5) ii) に定めるとおりとする。 ただし、(※1)の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。
(4-4(1)に統合)	(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
4-5 特別支援学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程	4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合
(1) 授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるよう開設されなければならない。	(1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目(特別支援教育の基礎理論に関する科目など)ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。
(4) 当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含むものとする。	(3) (略) なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含むものとする。
(5) (略)	(4) (略)
(3-1(4)に統合)	(※) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。
4-6 養護教諭の教職課程における実施組織及び教育課程	4-6 養護教諭の教職課程の場合
(1) 授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目ごとに開設されなければならない。	(1) 養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。
(4-3(5)に統合)	なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群(「 」内の科目)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
(2) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含むことを要しない。(栄養教諭の教職課程においても同様とする。)	(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

新	旧
(3) (略)	(3) (略)
ii) 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 4-3 (6) ii) に定めるとおりとする。 ただし、教職専任教員の配置は、以下①で1人、②～③で1人以上とする。 ①教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。） ②教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。） ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。 ただし、(※1)の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。 ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人 ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人
4-7 栄養教諭の教職課程における実施組織及び教育課程	4-7 栄養教諭の教職課程の場合
(1) 授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目ごとに開設されなければならない。	(1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まなければならない。
(4-6 (2) に統合)	(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
(2) (略)	(3) (略)
5 複数の教職課程における授業科目の共通開設特例	4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例
(1) 大学の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合や複数の学科等で同一の教職課程を置く場合、当該授業科目の内容がそれぞれの教職課程において適当と認められる場合に限り、複数の教職課程に共通に開設することができる。	(新設)
(2) (1) にかかわらず、特別支援学校教諭の教職課程と他の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）の教職課程との共通開設は認めない。	(新設)
(3) 複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。	(新設)
(削除)	(1) ～ (3) (略)
(削除)	(4) (略)
(削除)	i) (略)
(3) 短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (5)、4-2 (5)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。	なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。
(略)	(略)
(削除)	ii)
6 専修免許状の教職課程における実施組織及び教育課程	5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）
2 (9) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。	2 (8) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。
6-1 幼稚園教諭の教職課程の場合	5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合
(1) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。	幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かなければならない。
(2) (1) にかかわらず、保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。	また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。
6-2 小学校教諭の教職課程の場合	5-2 小学校教諭の教職課程の場合
(1) 4人以上の教職専任教員を置かなければならない。	小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かなければならない。
(2) (1) にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。	また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。
6-3 中学校教諭の教職課程の場合	5-3 中学校教諭の教職課程の場合

新	旧
<p>(1) 認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、<u>4-3 (6) i</u>に定める教職専任教員を置かなければならない。</p>	<p>中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、<u>4-3 (5) i</u>に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。</p>
<p>(2) (1)にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (6) ii</u>に定める教職専任教員を置かなければならない。なお、備考は適用しない。</p>	<p>また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (5) ii</u>に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、<u>4-3 (5) ii</u> (※1)は適用しない。</p>
<p>6-4 高等学校教諭の教職課程の場合</p>	<p>5-4 高等学校教諭の教職課程の場合</p>
<p>(1) 認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、<u>4-4 (3) i</u>に定める教職専任教員を置かなければならない。</p>	<p>高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、<u>4-4 (5) i</u>に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。</p>
<p>(2) (1)にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-4 (3) ii</u>に定める教職専任教員を置かなければならない。なお、備考は適用しない。</p>	<p>また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (5) ii</u>に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、<u>4-3 (5) ii</u> (※1)は適用しない。</p>
<p>6-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</p>	<p>5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</p>
<p>(1) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の教職専任教員を置かなければならない。</p>	<p>特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の教職専任教員を置かなければならない。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6-6 養護教諭の教職課程の場合</p>	<p>5-6 養護教諭の教職課程の場合</p>
<p>(1) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。</p>	<p>養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。</p>
<p>(2) (1)にかかわらず、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u>に定めるとおりとする。なお、備考は適用しない。（栄養教諭の教職課程においても同様とする。）</p>	<p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u>に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、<u>4-6 (3) ii</u>ただし書は適用しない。</p>
<p>6-7 栄養教諭の教職課程の場合</p>	<p>5-7 栄養教諭の教職課程の場合</p>
<p>(1) 施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省厚生省令第2号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。</p>	<p>施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省厚生省令第2号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。</p>
<p>(2) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。</p>	<p>栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。</p>
<p>(6-6 (2) に統合)</p>	<p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u>に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、<u>4-6 (3) ii</u>ただし書は適用しない。</p>
<p>6-8 専修免許状の課程認定を受ける場合の特例</p>	<p>5-8 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例</p>
<p>(1) 大学院の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合の授業科目や教職専任教員については、<u>5 (1) (2)</u>を準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(1) ~ (3)</u> (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p>7 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例</p>	<p>6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例</p>
<p>(1) 教職特別課程において、教職特別課程の入学定員とこれに相当する学科等の入学定員を合算して、各学校種の基準に応じた教職専任教員を置かなければならない。 ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。</p>	<p>(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。 ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。</p>

新	旧
<p>(2) 特別支援教育特別課程において、<u>4-5 (5)</u> に定める教職専任教員を置かなければならない。 ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。</p>	<p>(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「<u>4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</u>」の基準に適用する。 ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。</p>
<p>8 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例</p>	<p>7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例</p>
<p>昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、各部の入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。</p>	<p>昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。 ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。） ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。） ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ④ 特別支援教育に関する科目 ⑤ 養護に関する科目 ⑥ 栄養に係る教育に関する科目</p>
<p>9 通信教育の教職課程への特例 (略)</p>	<p>8 通信教育の課程への特例 (略)</p>
<p>10 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p>	<p>9 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p>
<p>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて1つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p>	<p>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。 ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。） ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。） ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ④ 特別支援教育に関する科目 ⑤ 養護に関する科目</p>
<p>11 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例</p>	<p>10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例</p>
<p>2 (5) にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、<u>2 (6)</u> 及び <u>(7)</u> は適用しない。</p>	<p>2 (4) にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、<u>2 (5)</u> 及び <u>(6)</u> は適用しない。</p>
<p>12 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例</p>	<p>11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例</p>
<p>2 (5)、(6) 及び (7) にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。</p>	<p>2 (4)、(5) 及び (6) にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。</p>
<p>13 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例</p>	
<p>大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、3-2 (1)、(4)、(5) の全部または一部によらないことができる。</p>	(新設)
<p>14 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例</p>	
<p>大学設置基準第58条第1項、専門職大学設置基準第77条第1項、短期大学設置基準第51条第1項、専門職短期大学設置基準第74条第1項の規定による認定を受けた大学の教育課程が、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる教職課程である場合は、3-1 (3)、(4)、3-2 (1)、(4)、(5) の全部または一部によらないことができる。</p>	(新設)
<p>15 連携教職課程を設置する場合の要件</p>	<p>12 連携教職課程を設置する場合の要件</p>

新	旧
<p>2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。</p>	<p>2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。</p>
<p>（1）学科等のうち1つ以上は、2（7）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であることを原則とする。</p>	<p>（1）連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2（6）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。</p>
<p>（2）それぞれの学科等において1人以上の教職専任教員を配置しなければならない。</p>	<p>（4）連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。</p>
<p>（3）それぞれの学科等の教職専任教員は、3-1（3）に加え、連携教職課程の教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。 ①連携教職課程のカリキュラムの編成、調整 ②学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整 ③施行規則第22条の8に定める連携教職課程の点検及び評価 ④その他連携教職課程の実施に必要な事項</p>	<p>（2）連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。 ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整 ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整 ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項</p>
<p>（削除）</p>	<p>（3）連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。</p>
<p>（削除）</p>	<p>（5）連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。 ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。</p>
<p>16 他大学の授業科目を設置する場合の要件</p>	
<p>3-2（5）により、他大学の授業科目として開設される科目を自ら開設する授業科目とみなす場合、当該科目のみなしに関する協定を締結するとともに、大学間において十分な教職指導体制が整備されていなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>17 施設・設備等</p>	<p>13 施設・設備等</p>
<p>認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、各科目の教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。</p>	<p>認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。</p>
<p>18 教育実習等</p>	<p>14 教育実習等</p>
<p>（1）3-2（6）にかかわらず、教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。</p>	<p>（1）教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。</p>
<p>備考 11又は12に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。</p>	<p>（2）（略） （※）10又は11に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。</p>
<p>（4）教育実習は、認定を受けようとする課程の免許状の学校種及び教科、教育領域等に応じた実習校において実施することを原則とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（5）（略）</p>	<p>（4）（略）</p>

新	旧
(6) (略)	(5) (略)
19 児童生徒性暴力等の防止に関する措置	
教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならない。	(新設)
20 その他	15 その他
(1) 本基準は、令和10年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。	(1) 本基準は、令和7年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
(2) 既に教職課程を有する大学等における本基準の適用時期は、14、19を除き、令和10年4月1日とする。	(新設)

教職課程認定基準

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正	平成16年6月23日
一部改正	平成18年7月31日
全部改正	平成19年5月10日
一部改正	平成20年6月10日
一部改正	平成20年12月24日
一部改正	平成21年5月18日
一部改正	平成26年11月7日
一部改正	平成27年11月24日
一部改正	平成29年11月17日
一部改正	令和3年5月7日
一部改正	令和3年8月4日
一部改正	令和3年12月22日
一部改正	令和4年7月28日
一部改正	令和4年11月25日
一部改正	令和5年9月28日

1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。
また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連係協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。
- (2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1

項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。

- (3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。
- (4) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。
- (5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。
- (6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (7) (4)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。
- (8) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）

- (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。なお、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。
ただし、大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定（以下、「教育課程特例認定」という。）を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。
- (2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。
- (3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第

3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

- (4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

- (5) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。

- (6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

- (7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

- ① 専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者
- ② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者
- ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者
- ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者

- (8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

- (9) 以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）
- ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

(10) 教職専任教員は、3(9)の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2(8)より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
①幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人 合計3人以上	②教育の基礎的理解に関する科目において1人 ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3(7)②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員

数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

(※5) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)(以下「国語等」という。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

なお、3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人(短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人)については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

- ①「教科に関する専門的事項」
- ②教育の基礎的理解に関する科目
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④「各教科の指導法」
- ⑤「複合科目」

(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとさ

れる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (3) 「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

- (4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

- (5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

(※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1, 200人 以下	3人以上
1, 201人 ～	4人以上

(※1) 教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において1人

(※2) 3（7）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあつては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るといふ観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3) 「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

(※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3(5) ii) に定めるとおりとする。

ただし、(※1)の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目(特別支援教育の基礎理論に関する科目など)ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免

許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。

- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならないが、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
- なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。
- (4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目		視覚障害者 に関する教育	聴覚障害者 に関する教育	知的障害者 に関する教育	肢体不自由 者に関する 教育	病弱者に関 する教育
		特別支援教育の基礎理論に関 する科目	1人以上			
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害ある 幼児、児童又は 生徒の心理、生 理及び病理に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課程 及び指導法に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		

(※) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

4-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

ただし、(※1) の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まなければならない。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

① 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- (ロ) 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- (ハ) 中学校（社会）と高等学校（公民）
- (二) 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- (ホ) 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）
- (ヘ) 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- (ト) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- (チ) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- (リ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校 (国語)・高等学校 (国語)
- (ロ) 小学校の社会と中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史)・高等学校 (公民)
- (ハ) 小学校の算数と中学校 (数学)・高等学校 (数学)
- (ニ) 小学校の理科と中学校 (理科)・高等学校 (理科)
- (ホ) 小学校の音楽と中学校 (音楽)・高等学校 (音楽)
- (ヘ) 小学校の家庭と中学校 (家庭)・高等学校 (家庭)
- (ト) 小学校の体育と中学校 (保健)・中学校 (保健体育)・高等学校 (保健)・高等学校 (保健体育)
- (チ) 小学校の外国語 (英語) と中学校 (英語)・高等学校 (英語)
- (リ) 小学校の図画工作と中学校 (美術)・高等学校 (美術)・高等学校 (工芸)

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (イ) 中学校 (国語)・高等学校 (国語) と高等学校 (書道)
- (ロ) 中学校 (社会) と高等学校 (地理歴史)
- (ハ) 中学校 (社会) と高等学校 (公民)
- (ニ) 中学校 (社会)・高等学校 (公民) と中学校 (宗教)・高等学校 (宗教)
- (ホ) 中学校 (数学)・高等学校 (数学) と高等学校 (情報)
- (ヘ) 中学校 (美術)・高等学校 (美術) と高等学校 (工芸)
- (ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)
- (チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- (リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校 (国語)・高等学校 (国語)
- (ロ) 小学校の社会と中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史)・高等学校 (公民)
- (ハ) 小学校の算数と中学校 (数学)・高等学校 (数学)
- (ニ) 小学校の理科と中学校 (理科)・高等学校 (理科)

- (ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）
- (ヘ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
- (ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
- (チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
- (リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

④ ①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4-3（2）及び4-4（2）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

- i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
 - ① 教育の基礎的理解に関する科目
 - ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分
- ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
 - ① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）
 - ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
 - ③ 生徒指導の理論及び方法
- iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教

論及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
- ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
- ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
- ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
- ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
- ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

viii) 「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 小学校の国語と中学校（国語）
- ② 小学校の社会と中学校（社会）
- ③ 小学校の算数と中学校（数学）
- ④ 小学校の理科と中学校（理科）
- ⑤ 小学校の音楽と中学校（音楽）
- ⑥ 小学校の家庭と中学校（家庭）
- ⑦ 小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）
- ⑧ 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）
- ⑨ 小学校の図画工作と中学校（美術）

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4－8（2）vii) に準じて取り扱うものとする。

(4) 教職専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4－1（3）、4－2（4）の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4－1（3）	（右欄） 合計3人以上	合計2人以上
4－2（4）	①～⑤で合計8人以上とする。	①～⑤で合計7人以上とする。

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

3（7）の規定にかかわらず、以下の場合は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4-3(5) i)表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4-4(5) i)表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員

5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2(8)より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(5) i)に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii)(※1)は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5) i)に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii)に定めるとおりとする。なお、教職専

任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii)(※1)は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上(ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)の教職専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6(3)ii)ただし書は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭和41年^{文部省}厚生省令第2号))」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6(3)ii)ただし書は適用しない。

5-8 教育課程、教育研究実施組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例

- (1) 大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-8(1)ii)①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-8(2)を準用する。
- (2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
 - ① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目
 - (イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8(1)i)①②③を準用する。
 - (ロ) 養護に関する科目は、4-8(1)i)②を準用する。
 - ② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8(2)を準用する。
- (3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、教職専任教員とすることができる。
- (4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)

が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。

- (5) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみ学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類のある学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

- (1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類のある教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目
- ⑥ 栄養に係る教育に関する科目

8 通信教育の課程への特例

- (1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

9 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類のある教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学部、研究科等連係課程実施基本組織と連係協

力研究科等についても同様とする。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

1.0 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2（4）にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2（5）及び（6）は適用しない。

1.1 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2（4）、（5）及び（6）にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

1.2 連携教職課程を設置する場合の要件

2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

- (1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2（6）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。
- (2) 連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
 - ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- (3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6

栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

(4) 連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

1.3 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

1.4 教育実習等

(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。

(2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

区分	必要学級数
幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
中学校教諭・高等学校教諭の教職課程	入学定員10人に1学級の割合
特別支援学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
養護教諭の教職課程	入学定員5人に1校の割合

(※) 10又は11に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

(3) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

(4) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。

(5) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

15 その他

- (1) 本基準は、令和7年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

大学内の連携

○科目開設及び科目を担当する教職専任教員の配置について

(現行)

科目の開設・教職専任教員の配置において、教職科目は、大学全体で共通化が可能。

教科専門科目は、半数以上、教職課程の認定を受ける学部学科で配置する必要がある。

(見直し後)

大学が自ら開設する科目であれば、**教職・教科の別に関わらず大学全体で共通化を可能とする。**

※キャンパス間の距離が離れている場合でも、多様なメディアを高度に利用していれば共通化可能。

○教職専任教員の要件について

(現行)

1. 教職課程の認定を受ける学部学科の①免許科目を担当②**教職課程の編成に参画**③学生への教職指導を担当する専従の教員。
2. **必要教職専任教員数が4人以上を指定する科目区分(主に教科専門)にのみ**、必要教職専任教員数の1/4を上限に大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

(見直し後)

1. 教職課程の認定を受ける学部学科等の①**教職課程の編成や運営に責任を持ち**②1年間で3科目以上の免許科目を担当する専従の教員。
2. **必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に、大学専従でない基幹教員をあてることが可能。**

大学間連携

○単位互換

(現行)

読み替え元となる、大学自ら開設の科目に加える形で、教職に関する科目の3割を上限に単位互換科目の配置が可能。

(見直し後)

「教職に関する科目」の3割を上限に、**単位互換科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。**

※見直し後においても、教育課程においては、大学設置基準第19条や第28条等の規定や単位互換制度の運用に係る基本的な考え方等に則る必要がある。

※教職課程認定基準上自ら開設とみなした**単位互換科目**は、教育課程等特例制度や地域アクセス確保特例制度の認定を受けない限りにおいては、**大学設置基準上の自ら開設科目に含むことはできない。**

○大学等連携推進法人が開設する連携開設科目

(現行)

大学等連携推進法人の設置に加え、①幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれており②学生が在籍する学科等での8単位以上修得に加え、それ以外の学科等で8単位以上を修得すること等の要件を満たした場合、全科目の8割を上限に、連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

(見直し後)

全科目の8割を上限に、**大学等連携推進法人を構成する他大学と連携して開設する連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。**

地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※1については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

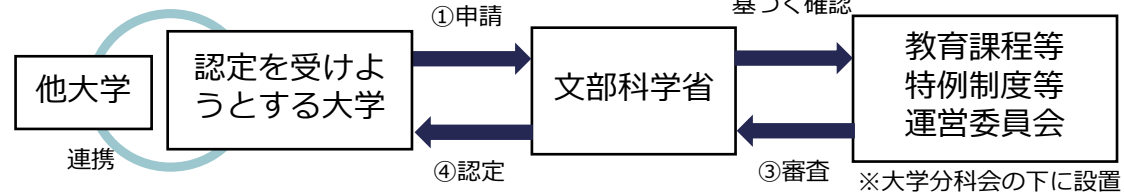
<大学設置基準における主な特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員) / 第19条第1項(授業科目の自ら開設) / 第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限) / 第32条第5項(遠隔授業の60単位上限) 等

<認定基準>

- 機関としての要件
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
 - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
 - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※2、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

<スキーム>



取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会(地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定)等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※1専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施
※2特別な事情がある場合は個別に考慮予定

施行期日

○令和8年1月1日

地域構想推進プラットフォームの構築について

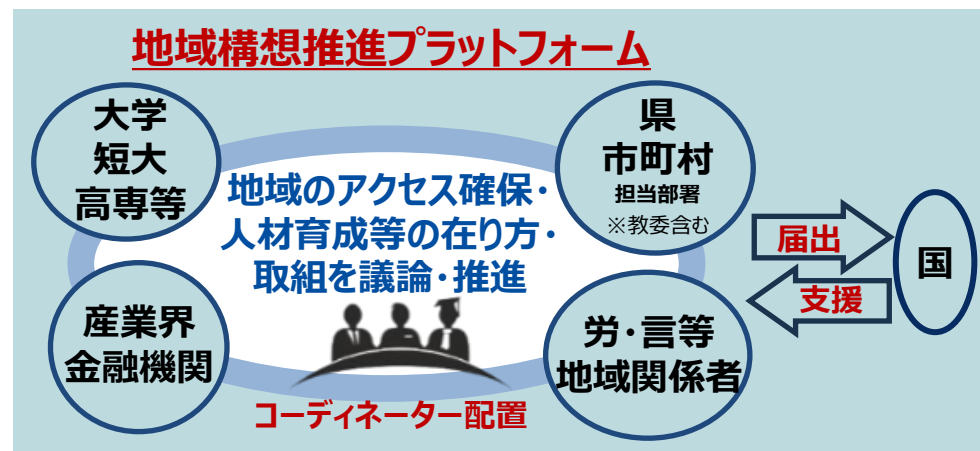
(地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申以降、各地域において「地域連携プラットフォーム」の構築が進み、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し連携を図る取組が進みつつある
- 今後は、各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成する観点から、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、強い当事者意識のもと、高等教育機関、地方公共団体や産業界等が一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が必要
- このため、「知の総和」答申において、各地域の高等教育を取り巻く状況・課題、将来の人材需要等を踏まえ、地域における高等教育へのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における教育・研究の構想やその推進について、大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が継続的に議論し、実効性のある取組につなげていくための協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築が提言

制度概要

- 大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者は、共同して、地域における高等教育へのアクセス確保に関する構想や、大学等間の連携、地域関係者と連携した教育活動（人材育成等）に関し必要な協議を行うための協議会（地域構想推進プラットフォーム）を組織することができる（※協議会の構成員は協議結果を尊重）
- 以下の措置を講じている協議会は、文部科学大臣に届け出ることができる
 - ・大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が相当数参加するための措置
 - ・地域の関係者間の円滑な情報共有を図るための措置
- 届出を行った協議会は、国に必要な情報提供等協力を求めることができる

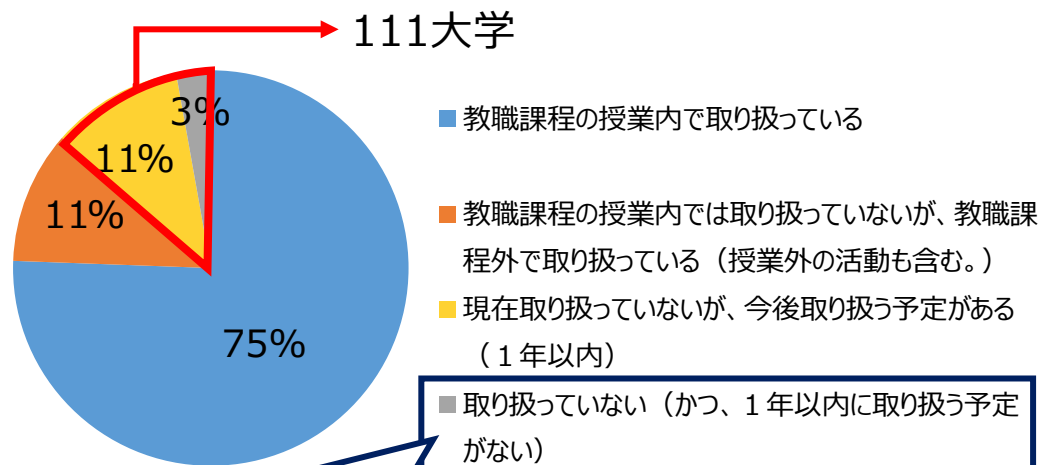


施行期日

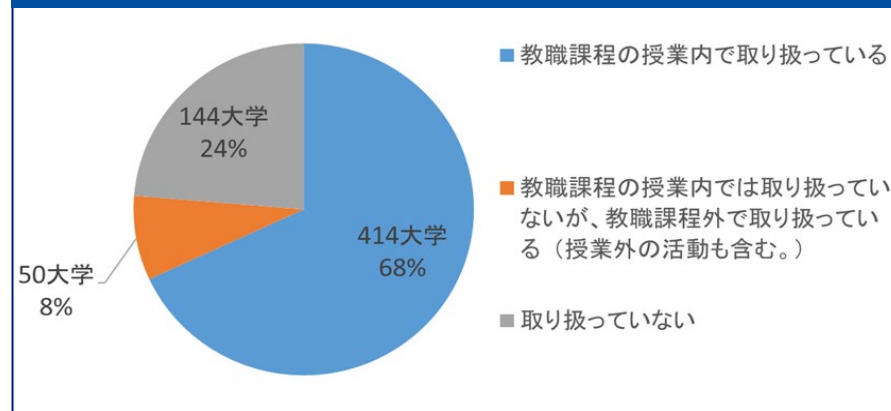
- 令和8年1月1日

教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果について

大学において、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるために、法の内容等を授業等で取り扱っているか。



（参考）教職課程を有する大学向けアンケート調査結果（R6）



○ 1年以内に取り扱う予定がない主な理由

- ・法令上義務になっていないと誤認している
- ・児童生徒性暴力等の防止等に関する内容を担当できる教員がいない 等

約14%の大学で、教職課程の内外で法の内容等を取り扱っておらず、その中でも、一部の大学で、今後1年以内にも取り扱う予定はないと回答。

○ 教職課程認定基準を改正し、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならないことを明記。

○ 文部科学省やこども家庭庁において作成している 学生向けの研修動画の周知